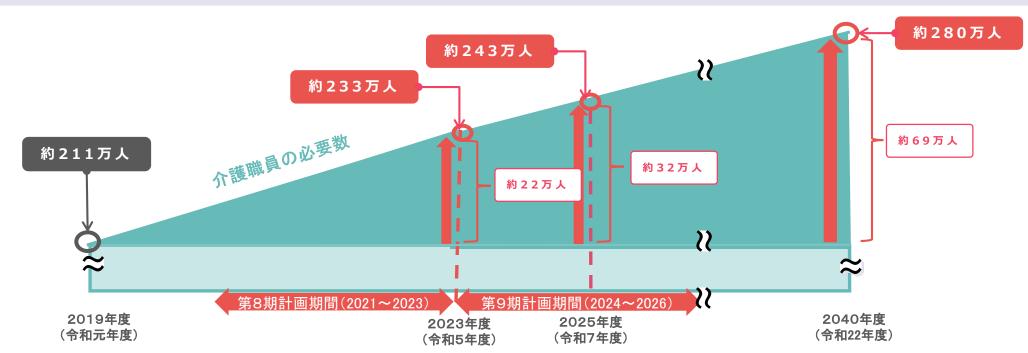
議題1 介護施設における介護サービスの生産性向上及び 医療アクセスの向上について

厚生労働省

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、2023年度には約233万人、2025年度には約243万人、2040年度には約280万人となった。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、 ④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



- 注1) 2019年度(令和元年度)の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。
- 注2) 介護職員の必要数(約233万人・243万人・280万人)については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
- 注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。
- 注4) 2018年度(平成30年度)分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期 計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策(主な取組)

介護職員の 処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金 水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経 験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を 2019年10月より実施
- ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等に も配慮し、改定率を+0.70%とするとともに、更なる処遇改善につい て、介護職員間の配分ルールの柔軟化を実施。

(実績) 月額平均7.5万円の改善

月額平均1.8万円の改善(令和元年度〜) 月額平均1.4万円の改善(29年度〜) 月額平均1.3万円の改善(27年度〜) 月額平均0.6万円の改善(24年度〜) 月額平均2.4万円の改善(21年度〜)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門 的研修の実施から、研修受講後の体験支援、 マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野 での就労的活動の推進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する新たな返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用 推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や 代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助 手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデ ル事業の実施

介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への 介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催
- 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する 介護職の魅力等の情報発信
- 介護サービスの質の向上とその周知のため、ケアコンテストの取組 を情報発信

外国人材の受 入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 送出し国への情報発信の拡充等

介護老人福祉施設の基準

介護老人福祉施設においてサービスを提供するために必要な職員・設備等は次の通り。

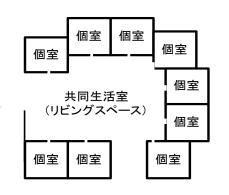
〇人員基準

医師	入所者に対し健康管理及び療 養上の指導を行うために必要 な数
生活相談員	入所者の数が100又はその 端数を増すごとに1以上
介護職員	入所者の数が3又はその端数
又は看護職員	を増すごとに1以上
栄養士 又は管理栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上
介護支援専門員	1以上(入所者の数が100 又はその端数を増すごとに1 を標準とする)

○設備基準

居室	原則定員1人 入所者1人当たりの床面積 10.65㎡以上
医務室	医療法に規定する診療所と すること
食堂及び 機能訓練室	床面積入所定員×3㎡以上
廊下幅	原則1.8m以上
浴室	要介護者が入浴するのに適 したものとすること

- ユニット型介護老人福祉施設の場合、上記基準に加え、以下が必要
- ・ 共同生活室の設置
- ・居室を共同生活室に近接して一体的に設置
- 1のユニットの定員は原則としておおむね10人以下とし、15人を 超えないもの
- ・ 昼間は1ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員、 夜間は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 等



介護施設の人員配置基準及び人員配置の状況

- 介護保険サービス対象施設における、国が定める人員配置基準では、入所者 3 人当たり看護・介護職員 1 人以上としている。
- 一方、現状をみると、介護老人福祉施設で入所者 2 人当たり職員 1 人、特定施設入居者生活介護指定施設(有料老人ホーム)で利用者 2.7 人に対して職員 1 人の配置となっている。

■介護施設の人員配置基準

		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	有料老人ホーム	
	介護名人佃仙 爬改	介暖老人休健爬改	特定施設入居者生活介護指定施設	左記以外	
	人員配置基準 利用者: 職員	3対1	3対1	フォオ 1 (曲小筆子)	介護サービスの安定 的な提供に支障が ない職員体制

■全国の介護施設の人員配置の状況

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	特定施設入居者生活介護指定施設※
人員配置 の状況 (利用者:職員)	2.0対1	2.2対1	2.7対 1

[※] 特定施設入居者生活介護の指定施設の利用者数・職員数については、特定施設としての事業以外の事業(要介護認定のない方への生活支援サービス 等)に係る利用者・職員も含む。

効率的な運営を行う施設の人員配置の状況

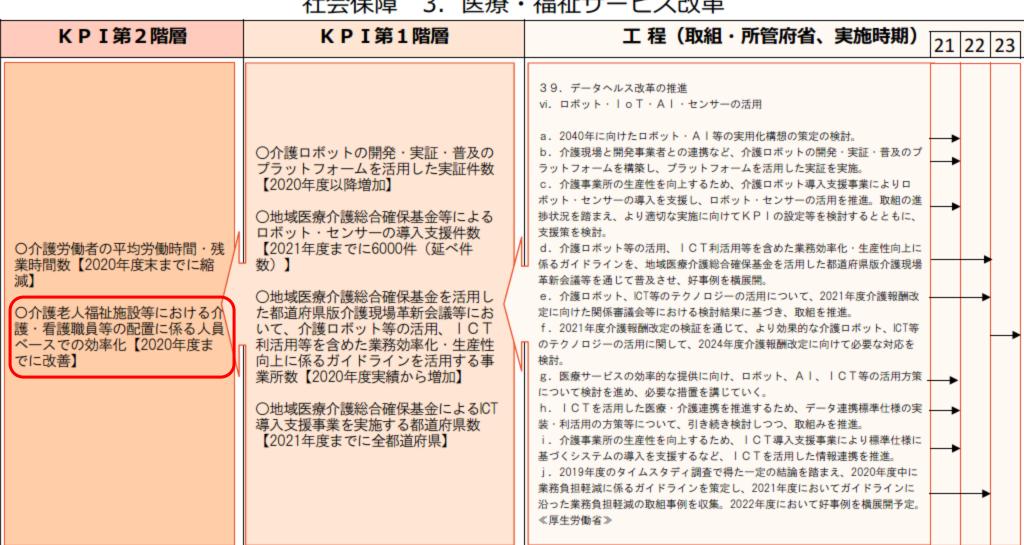
- 業務改善やICT機器・センサー・ロボットの導入により、サービス水準の維持・向上を図りつつ、効率的な運営を行う先進事例が存在。
- ■ICT機器・センサー・ロボットの導入により効率的な運営を行う施設の人員配置の状況

	社会福祉法人 若竹大寿会 (横浜市)	社会福祉法人 善光会 (東京都大田区)	北九州市 春秋会 (北九州市)
取組概要	► トヨタ式のカイゼン活動を ベースに、サービス水準の維持・ 向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を 実現。	● ICT機器・センサー・ロボットの 活用により、サービス水準の維持・向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を実現。 (機器の導入例) ・見守りセンサー(シルエット型) ・生体センサー(睡眠チェック) ・記録作成ソフトウェア ・インカム ・移乗支援(非装着)	● ICT機器・センサー・ロボットの 活用により、サービス水準の維持・向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を実現。 (機器の導入例) ・見守りセンサー(シルエット型) ・生体センサー(睡眠チェック) ・記録作成ソフトウェア ・インカム ・移乗支援(非装着)
人員配置 の状況 (入所者:職員)	2.5対 1	2.8対 1	2.87対 1

(出所)第6回全世代型社会保障検討会議(令和2年2月19日)資料抜粋。

新経済・財政再生計画 改革工程表2020 (抜粋)

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革



介護現場のテクノロジー普及に関する主な支援(令和3年度)

令和3年度介護報酬改定

- 見守り機器を活用した場合の夜間人員基準の緩和
- 見守り機器を活用した場合の夜勤職員配置加算の要件の緩和 等

介護ロボット導入支援事業(地域医療・介護総合確保基金)

- 介護事業所が介護ロボットを導入する際の費用の一部補助
- 補助額・補助率・補助台数等の要件を段階的に拡充

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

- 介護事業所、介護ロボット開発企業向けの相談窓口の設置(全国14箇所)
- 開発企業に対し開発実証のアドバイスを行うリビングラボの設置(全国8箇所)
- 実際の介護現場を活用した、介護ロボット導入に関する大規模実証(効果測定)の実施 等

介護現場の生産性向上に関する取組の推進

- ・ 業務改善に取り組む事業所に対するコンサル費用の一部補助・都道府県による取組(モデル事業等)の実施費用の一部補助(業務改善支援事業(地域医療・介護総合確保基金))
- 経営者層・介護従事者層に対するセミナーの実施 等